

当院の救急外来は、通常の外来診療とは異なり、入院を必要とするような重症患者さんの受け入れを最優先としております。

投薬や簡単な処置で済む比較的症状の軽い患者さんは、地域の休日夜間急患センターや在宅当番医のご利用をお願いいたします。

上記の事情をご理解いただいたうえで、時間外診療を希望される患者さんのうち、医師が診断の結果、軽症と判断した場合、医療費とは別に「時間外選定療養費※」をお支払いいただくことになりました。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するためのやむを得ない措置ですので、ご理解とご協力ををお願い致します。

※時間外選定療養費とは

国が定めた保険外併用療養費の制度で、軽症な患者さんの希望により時間外診療を行った場合にその病院に徴収が認められている費用です。

『時間外選定療養費金額』 8,800円（消費税込み） *医科、歯科、別に徴収

『時間外診療となる時間帯』

- 平日 17時15分～翌日 8時30分
- 次の全時間帯
土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

『時間外選定療養費の対象外の方』

- 救急外来を受診して入院になった方
- 他医療機関から当院救急外来宛ての紹介状を持参された方
- 当院受診中で症状増悪により救急外来の受診が必要となった方
- 当院受診中で同疾患治療のための『時間外予約』により受診された方
- 救急外来で診察した結果、医師が「緊急性がある」と認めた方
- 当院で治験をされている方
- 救急車で来院された方
- その他各種公費等（公的医療費助成、生活保護、交通事故、労災）の方

『時間外選定療養費のお問い合わせ』

時間外選定療養費につきましては、以下の時間帯に医事課までお問い合わせ下さい。

* 平日 9時～17時 電話番号 0285-44-2111（代表）

病院長